

携帯電話等の低高度における上空利用に係る検討結果まとめ

- 第67回国家戦略特別区域諮問会議（令和8年1月20日開催）における議論などを踏まえ、本年2月より「携帯電話等の低高度における上空利用に係る検討」を実施。
- 技術的検討の結果、上空移動局の高度を5mとして、地上移動局と同じ送信電力制御を適用した場合、地上の携帯電話システム及び既存無線システムに対して、それぞれ2dB程度の干渉増加となることを確認した。
- 一方で、既存無線システムが当該干渉増加を許容できると判断した場合であっても、使用周波数の限定やドローンの高度制限順守に係る担保方策が課題として残る。

第67回 国家戦略特別区域諮問会議（令和8年1月20日開催） 資料2 抜粋

特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について（案）

1. 新たに講ずべき具体的な施策

（ドローン・空飛ぶ車）

- 農薬散布用ドローンの遠隔運航に関する規制緩和
- ・農薬散布等におけるドローン活用を促進するため、以下の措置を講ずる。

a. （略）

- b. 超低空域において、上空での運用を考慮したSIM等を利用せず、携帯電話端末を搭載したドローンの飛行が可能か検討を行う。**その上で、情報通信審議会等において2025年度中に技術的な検討を開始し、当該検討結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。



【具体的な要望】

利用する周波数や飛行高度（5m以下）の制限といった利用条件のもと、「農薬散布用ドローンの運用においては、通常の携帯電話SIMの利用を可能（上空利用プランへの申込みを不要）とする」

技術的検討の結果

- ・ 上空移動局の高度を5m、上空移動局比率※を20%として、地上移動局と同じ送信電力制御を適用した場合、携帯電話システム及び既存無線システムに対して、（地上移動局からの干渉影響に比べて）それぞれ2dB程度の干渉増加となった。（高度10mとした場合、携帯電話システムに対して2dB程度、既存無線システムに対して最大で6dB程度の干渉増加となった）

※ 地上＋上空移動局台数を一定とした際の、上空移動局数の割合

- ・ なお、上空移動局が既存無線システムの空中線高度の近傍（10～15m程度）を飛行する場合、上空移動局1台のみの運用であっても、干渉影響が更に増加するケースも考えられることから、有害な干渉を回避するためには、免許人間で適切な離隔距離の設定を含めた運用調整や合意が必要

利用条件の担保方策

技術的検討の前提として、以下の利用条件の担保方策が必要

- ① 上空移動局が、**上空利用が認められているFDD帯域以外で電波発射をしないことを担保**する方策

⇒ 700MHz帯、1.5GHz帯は、上空用送信電力制御を適用したとしても、既存無線局への干渉影響を回避できない可能性がある

- ② 上空移動局が、**運用時の高度制限（5m以下）を遵守することを技術的に担保**する方策

⇒ 現在のところ、これらの担保方策が課題として残る

⇒ 今後の技術革新や運用形態の変化等の機会を捉えて、改めて検討を行うこととしたい